

## ○公立大学法人福岡県立大学人権侵害に関する相談員規則

法人規則第18号  
平成18年4月1日

(趣旨)

**第1条** 公立大学法人福岡県立大学における人権侵害の防止及び対策等に関する規程第8条第3項の規定に基づき、人権侵害に関する相談員（以下「相談員」という。）に関して必要な事項を定める。

(相談窓口と相談員)

**第2条** 人権侵害の相談に応じるために人権侵害に関する相談窓口を設け、相談員を置く。

- 2 理事長は、学内相談員として、人権委員会の推薦に基づく各学部男女各1名の教員、男女各1名の事務局職員を任命する。また、理事長は、学外の専門家を相談員として委嘱することができる。
- 3 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 相談員の氏名、所属、連絡用電話、ファックス及び電子メールアドレスなどを学内で公表する。
- 5 相談員は、人権委員会の委員を兼務してはならない。

(相談の受付)

**第3条** 福岡県立大学の構成員からの相談を実名又は匿名で受け付ける。

- 2 相談員への相談は、相談者が匿名であるか否かを問わず、面談のほか、別に設置する相談箱への投函、手紙、電話、ファックス又は電子メールのいずれでも受け付ける。
- 3 被害に関する相談は、本人からだけでなく、第三者、代理人からも受け付けることができる。
- 4 人権侵害の加害者とみなされ、又はそのような懸念をもっている構成員からの相談も受け付けることができる。

(任務)

**第4条** 相談員の任務は、次に掲げる事項とし、自ら事実調査を行ってはならない。

- (1) 人権侵害に関する相談
- (2) 一般的な注意喚起、相手への通知、調停、調査・救済等の問題解決の手續に関する相談

- 2 相談員は、相談者のために医療的対応が必要な場合、または専門的カウンセリングが必要と思われる場合には、学内外の専門家を紹介することができる。
- 3 相談員は、人権侵害について相談があった事実、当事者の意向等についての記録を文書で残し、その都度概要（匿名による）を人権委員会に報告しなければならない。ただし、相談員は、事態が重大であると判断した場合には、相談者の了解を得て直ちにその旨を人権委員会に報告しなければならない。

(遵守事項)

**第5条** 相談員は、任務を遂行するにあたり次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 相談者への抑圧、事実の揉み消し等を行ってはならない。
- (2) 当事者の名誉及びプライバシーなどの人格権を侵害することのないよう、速やかにかつ慎重に対処しなければならない。
- (3) 相談者の意向をできる限り尊重し、解決策を押し付けることのないよう留意しなければならない。
- (4) 相談にあたって、人権侵害にあたるような言動を行ってはならない。

(研修)

**第6条** 相談員には研修の機会が与えられなければならない。

(改廃)

**第7条** この規則の改廃は、人権委員会の議を経て、理事長が行う。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、2006（平成18）年4月1日から施行する。  
(福岡県立大学差別と人権に関する相談員規程の廃止)
- 2 福岡県立大学差別と人権に関する相談員規程は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 第2条第3項の規定にかかわらず、法人成立後最初の相談員の任期は、1年とする。

**附 則**

この規則は、2010（平成22）年3月25日から施行する。

**附 則**

この規則は、2012（平成24）年12月18日から施行する。

**附 則**

この規則は、2015（平成27）年12月18日から施行する。